

	第	号
令和	年	月 日

殿

税務署長

㊟

表 示 命 令 書

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 80 条第 1 項の規定により酒税の軽減の適用を受ける酒類を酒類製造場から課税移出する時は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令別表第二に規定する表示印影のとおり表示することを前記法律第 80 条第 4 項の規定により命令します。

記載要領

不服申立て等についての教示文を添付する。